

特集《ハーグ制度 100 周年記念：デザインの国際化・実務・ビジネスと未来を考える》

ハーグ協定 100 周年・日本加盟 10 周年 —ハーグ制度の現在



世界知的所有権機関 日本事務所（WIPO Japan Office）コンサルタント
ヴァンワウ 雅美

要 約

2015 年に日本が意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を批准してから、2025 年で 10 年が経つ。また、2025 年は、最初のハーグ協定が採択されてから、100 周年の節目となる記念すべき年でもある。日本から、ハーグ制度を利用して国際登録された意匠は、既に 5 年目、10 年目の更新を迎えるものもあり、ハーグ制度に対する利用状況の評価が一巡したところである。かたやその間、加盟国は増加しており、内訳を見ると、実体審査国が全加盟国に対して占める割合が上昇する傾向が見られる。日本の加盟の後に、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟した主な国には、英国、ロシア、カナダ、メキシコ、イスラエル、ブラジル等があり、また、2022 年には中国が実体審査国として加盟している。本稿では、ハーグ制度 100 年の歩みを紹介すると共に、日本の加盟以降、ハーグ制度がどのように活用されてきたか、WIPO 発表の統計を元に分析する。分析を通じて、ハーグ制度が国際的な意匠保護の枠組みとして進化を遂げてきたこと、また日本においてもその重要性が高まり続けている現状が明らかになった。

目次

1. はじめに
2. ハーグ制度 100 年の歩み
3. ハーグ制度日本加盟 10 周年
 3. 1 ハーグ制度の利用状況
 - (1) 日本
 - (2) スイス及びドイツ
 - (3) 韓国
 - (4) 米国
 - (5) 中国
4. ハーグ制度現在の議論と今後の展望
 4. 1 2024 年ハーグワーキンググループ
 - (1) DAS システムへの参加推奨
 - (2) 単一分類の撤廃
 - (3) 新公用語の提案
5. おわりに

1. はじめに

ハーグ制度は、意匠について、1 つの国際出願手続により複数国に同時に出願した場合と同等の効果を得ることができる制度である。また、登録後の管理も、WIPO 国際事務局に対して一括で行うことができる特徴も併せ持つ⁽¹⁾。

意匠のハーグ制度は、特許の PCT 制度や、商標のマドリッド制度と同様に、パリ条約第 19 条の特別取極に基づいている⁽²⁾。パリ条約第 19 条では、「同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する。」⁽³⁾旨が規定されており、ハーグ協定はパリ条約を遵守しつつ、加盟国間で更に進んだ意匠保護の枠組みを設けている。

2. ハーグ制度100年の歩み

ハーグ制度の歴史は1925年に、オランダのデン・ハーグ(Den Haag)において、「意匠の国際寄託に関するハーグ協定」が採択されたことに遡る。今年2025年は最初のハーグ協定が採択されてから100周年の記念すべき年となる。年代を追って、ハーグ協定には、数々の改正が重ねられており、それぞれの改正協定が、内容や加盟国を異にし独立して存続する一方、古い改正協定は加盟国の同意を以て凍結、終了し、新しい改正協定への集約が進んできた。これまでの改正協定の変遷と大まかな特徴を以下に紹介する。

-1925年11月6日 意匠の国際寄託に関するハーグ協定(Hague Agreement Concerning the International Deposit of Industrial Designs/Arrangement de La Haye concernant le dépôt international des dessins et modèles industriels)が採択され、1928年6月に発効する⁽⁴⁾。1つの寄託で、多数の国における意匠の保護を可能にしたものである。初期の加盟国は、ドイツ、スペイン、スイス等、欧州の国々を主としていた。

-1934年6月2日 ロンドン改正協定(London Act)が採択され、1939年6月に発効する。加盟国は十数か国に増加し、公用語はフランス語、複数の分類にかかる複数の意匠を1つの国際出願に含めることができた。ベルンにあった国際事務局に寄託された意匠は、出願人の国以外で意匠保護の効果を有した。寄託の形式は、意匠が表現される製品サンプルに加え、図面や写真での提出が可能だった。存続期間は当初の5年に10年を加えた15年であった。本改正協定は2010年1月1日付けで凍結され、2016年に最後の加盟国の合意の上、終了している。

-1960年11月28日 ハーグ改正協定(Hague Act)が採択された。更に、1961年にモナコで署名された追加法と、1967年にストックホルムで署名され、1979年に修正された補足法によって完成している。1984年8月に発効する。

1960年ハーグ改正協定の加盟国は、1934年ロンドン改正協定と重複して加盟する国を含め更に増加した。

この1960年ハーグ改正協定の特徴は、新規性を含む実体審査を行う国も念頭に入れたことであった。しかし、指定国が意匠の保護の拒絶を通報できる期間は6ヶ月と定められており、実体審査を行う国の加盟はまだ困難であった。公用語がフランス語および英語に拡大した。意匠の複製物を提出するようになり、同じ国際意匠分類に属する限り、複数の意匠を1つの出願に含めることができた。国の指定は、国内法が許せば自国を含むすべての加盟国を指定することが可能で、WIPO国際事務局は、加盟国が許可する方式的なチェックのみを行った。一方、国内での意匠の保護は国内法に準拠した。12月の公表の延期が可能となった。存続期間は当初5年で、最低もう1回5年の更新が可能であり、合計10年であった。本改正協定は、2025年1月1日を以て、凍結されている。

-1999年7月2日ジュネーブ改正協定が採択され、2003年12月に発効する。日本が2015年に加盟したのは、この1999年ジュネーブ改正協定である。

多くの国と、政府間機関が加盟し、欧州連合や、実体審査国である日本、米国、韓国他の加盟も実現した。当初、29の国が署名し、2025年1月現在、ジュネーブ改正協定の加盟国は、82に上る。

1999年ジュネーブ改正協定第1条には、ハーグ協定の名称を「国際寄託」から意匠の「国際登録」に関するハーグ協定と、改める旨が記載されている。

1999年ジュネーブ改正協定の大きな特徴は、今まで、欧州各国を始めとした無審査国が主な加盟国であったハーグ制度に、実体審査を行う国も参加できるよう、協定及び付随する規則に更に改正が加えられたことである。具体的には、各指定国が、国際意匠の保護を拒絶する場合に、1960年ハーグ改正協定では拒絶を通報できる期間は6ヶ月であったが、1999年ジュネーブ改正協定では、宣言により12ヶ月に置き換えることが可能になった。この改正により、実体審査により多くの時間が確保できるようになり、実体審査国加盟が促進された。それと共に、1999年ジュネーブ改正協定では、欧州連合知的財産庁(EUIPO)のような政府間機関も締結できるようになり、制度の利便性が一段と向上した。

出願先は、国内官庁若しくはWIPO国際事務局の選択が可能になった。加盟国により、最大30ヶ月の公表の延期が可能になった。1つのロカルノ分類に属する限り、最大100意匠まで1出願に含むことができるようになった。全ての指定国に対して、英語若しくはフランス語の1つの様式で出願できた。(2010年よりスペイン語も加わり、現在の公用語は英語、フランス語、スペイン語の3言語である。) WIPO国際事務局による一元管理が実現し、開

始当初、出願日から 6 月で国際登録の公表が迅速に行われるようになった。(2022 年の共通規則改正により、現在、標準公表時期は、国際登録日から 12 月に変更している。)

このように、数々の改正を経て、新たな態様に形作られてきたハーグ制度は、100 年の区切りを以て、1999 年ジュネーブ改正協定のみの運用に集約された。

1999 年ジュネーブ改正協定は、過去の改正協定から、意匠権者や創作者に好評であった特徴が集められ、合わせて、無審査国を中心とした制度から、広く実体審査を行う国も参加できるよう、更に配慮された新条約となっている⁽⁵⁾。

2025 年 11 月 6 日には、ハーグ制度 100 周年を記念するイベントが、オランダのデン・ハーグで開催される⁽⁶⁾。

3. ハーグ制度日本加盟 10 周年

3. 1 ハーグ制度の利用状況

日本は 1999 年ジュネーブ改正協定を批准し、2015 年 5 月 13 日に発効した。同じく実体審査を行う米国と同日のハーグ協定発効であった。ハーグ協定の改正協定はそれぞれ独立しているため、過去の改正協定に加盟することなく、日本は、1999 年ジュネーブ改正協定のみに加盟することが可能であった⁽⁷⁾。

同じ改正協定に拘束される加盟国同士は、指定をする、指定をされる関係を築くことができる。同じ改正協定の加盟国が増加していくことは、国内の意匠出願人には国際的に意匠権を取得する際の便宜が広がり、官庁にとっては、簡便な出願手続きから、海外から国内への意匠出願数の拡大が見込める。

日本の加盟前後から現在まで、1999 年ジュネーブ改正協定に加盟した国は以下の通りである。

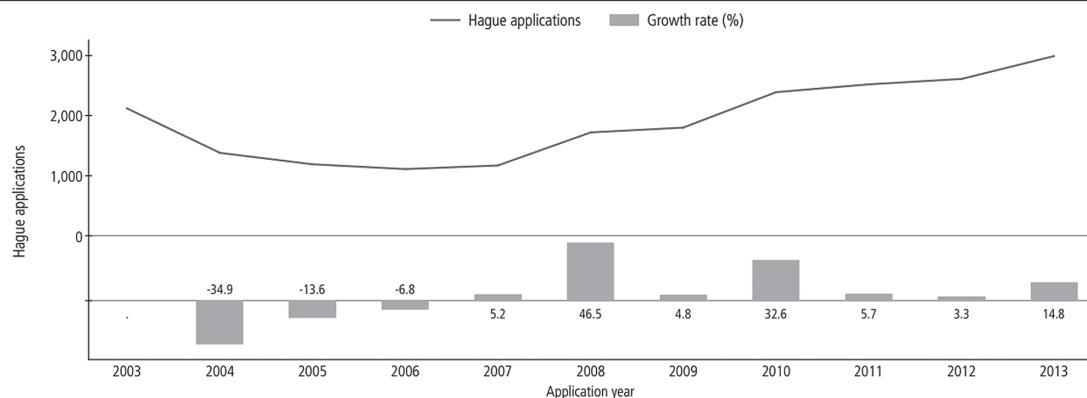
2014 年	韓国
2015 年	日本、米国
2016 年	トルクメニスタン
2017 年	カンボジア
2018 年	ロシア、英国、カナダ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク
2019 年	サン・マリノ、ベリーズ、ベトナム
2020 年	サモア、イスラエル、メキシコ、スリナム
2021 年	ベラルーシ
2022 年	ジャマイカ、中国、モロッコ
2023 年	モーリシャス、ブラジル
2024 年	ギリシャ、イタリア、セントクリストファー・ネービス
2025 年	ウズベキスタン、サウジアラビア

WIPO は、毎年国際出願制度に関する統計を発表している。1 月から 12 月までの各種統計を算出し、翌年の早い時期に出願数等の速報値を発表し、夏前にはその他様々な切り口から分析した統計をまとめて、年報として発行している。ハーグ制度に関しては、「Hague Yearly Review」が 2009 年から発行されている⁽⁸⁾。

日本の加盟前の Hague Yearly Review 2014、および本稿執筆時最新の Hague Yearly Review 2024 を元に、ハーグ制度全体の利用状況と日本からの利用を、統計の面から分析してみる。

まず、日本が加盟する前の Hague Yearly Review 2014（データは 2013 年の 1 年間）では、ハーグ制度に基づいて提出された国際意匠出願が、2,990 件であり、前年比で 14.8% 増加したことが示されている。

図 1 は、2003 年 -2013 年国際出願件数の推移を Hague Yearly Review 2014 から抜粋している。2014 年当時までの国際出願数の推移が示す、2002 年以降における出願数の大幅な減少は、欧州連合（EU）の、当時、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）が発行する、登録共同体意匠（RCD）が利用可能になったことに起因すると分析されている。OHIM は 2003 年に RCD の出願受付を開始し、利便性を求める出願人は、RCD を通じて出願するようになった。その影響を受けて、ハーグ制度の利用が減少したと見られる。その後、2008 年に EU をはじめとする 8ヶ国がハーグ協定に加盟したことで、ハーグ制度の低成長傾向が逆転するといった、世界の意匠出願状況の背景があった。

Figure A.1.1 International applications

Source: WIPO Statistics Database, March 2014

図1 2003年-2013年国際出願件数の推移 Hague Yearly Review 2014

次に、10年前の2014年当時、ハーグ制度がどのような利用層によって利用されていたかを、図2のハーグ出願人ランキングから見ると、1位はスイスのスウォッチ、2位はオランダのフィリップス、3位は米国のプロクター＆ギャンブルが占めており、ドイツのダイムラー、ドイツのフォルクスワーゲンが続いている。この時期は、米国や中国はまだハーグ加盟国ではなかったが、米国のプロクター＆ギャンブル、ジレットや中国のレノヴォがハーグ出願人ランキングに入っている。これは、非加盟国の中であっても、ハーグ加盟国の管轄区域内に現実かつ真正の工業上もしくは商業上の営業所を有する者は、国際出願を行うことができるからである。日本から、上記営業

Table A.1.2 Top Hague applicants

2013 Rank	Applicant's name	Origin	Hague international applications		
			2011	2012	2013
1	SWATCH AG (SWATCH SA) (SWATCH LTD.)	Switzerland	79	81	113
2	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS NV	Netherlands	64	67	82
3	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	United States of America	167	54	76
4	DAIMLER AG	Germany	55	75	52
5	VOLKSWAGEN AG	Germany	38	40	51
6	ALFRED KÄRCHER GMBH & CO. KG	Germany	15	25	38
6	THE GILLETTE COMPANY	United States of America	56	29	38
8	SOCIÉTÉ DES PRODUITS NESTLÉ SA	Switzerland	47	43	30
9	LIDL STIFTUNG & CO. KG	Germany	28	32	29
10	OMEGA SA (OMEGA AG) (OMEGA LTD.)	Switzerland	5	4	27
11	HERMES SELLIER SAS	France	15	29	19
12	HANSA METALLWERKE AG	Germany	8	5	16
13	KOZIOL IDEAS FOR FRIENDS GMBH	Germany	5	16	15
14	AUDI AG	Germany	0	54	13
14	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	Germany	6	6	13
14	HANSGROHE SE	Germany	8	11	13
17	KRONOPLUS TECHNICAL AG	Switzerland	0	3	12
17	LEIFHEIT AG	Germany	12	9	12
17	RENAULT TRUCKS SAS	France	0	6	12
17	SAVERGLASS	France	3	23	12
21	LENOVO	China	0	0	11
21	MAPED	France	14	11	11
23	HILTI AG	Liechtenstein	5	6	10
23	NOKIA CORPORATION	Finland	3	9	10
23	SG ARMATUREN AS	Norway	0	0	10
23	THUN SPA	Italy	8	22	10
23	TURLEN HOLDING SA	Switzerland	4	7	10
23	VOLVO TRUCK CORPORATION	Sweden	0	4	10

Source: WIPO Statistics Database, March 2014

図2 ハーグ出願人ランキング Hague Yearly Review 2014

所資格を満たすことでハーグ制度を利用する出願人は、トップ 23 位までには見られない。この頃、ハーグ制度を利用する出願人の多くは欧州の企業であり、アジアの企業で上位に入っていたのは中国のレノヴォのみであった。

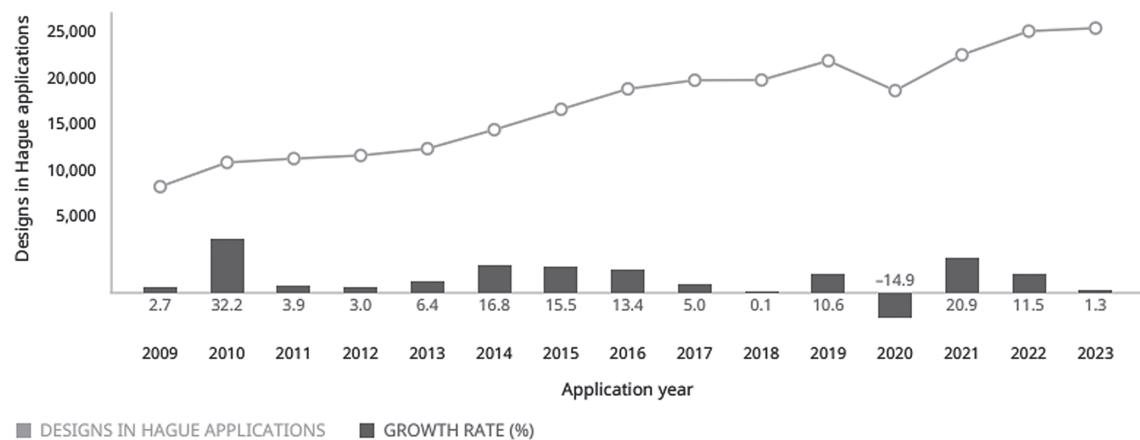
2014 年に比較して、Hague Yearly Review 2024 の統計ではどのような変化が見られただろうか。

まず、2023 年 1 年間の出願数は、8,566 件で、前年度比 7.4% 増、意匠数では 25,414 件で、前年度比 1.3% 増であった。10 年で出願数は 2,990 件から 3 倍近くに増加した。図 3 の 2009 年 -2023 年ハーグ出願に含まれる意匠件数が示すように、この間、2020 年から世界的な新型コロナ感染症の蔓延による利用数の落ち込みと、その反動による回復の動きが見られた。また、2022 年には、意匠出願数が多い中国がハーグ制度に加盟したため、全体の出願数の上昇を後押しした。

日本からのハーグ出願の利用は、図 4 に示すように、世界全体と同様に、2020 年に大きく落ち込んだ。その反面、世界全体のような、急速な回復という軌道を見せるることは無く、堅調に微増を続けている。

The number of designs contained in international applications reached a record, totaling 25,414, reflecting a modest increase of 1.3%.

2. Number of designs contained in international applications, 2009–2023



Source: WIPO Statistics Database, March 2024.

図 3 2009 年-2023 年ハーグ出願に含まれる意匠件数 Hague Yearly Review 2024

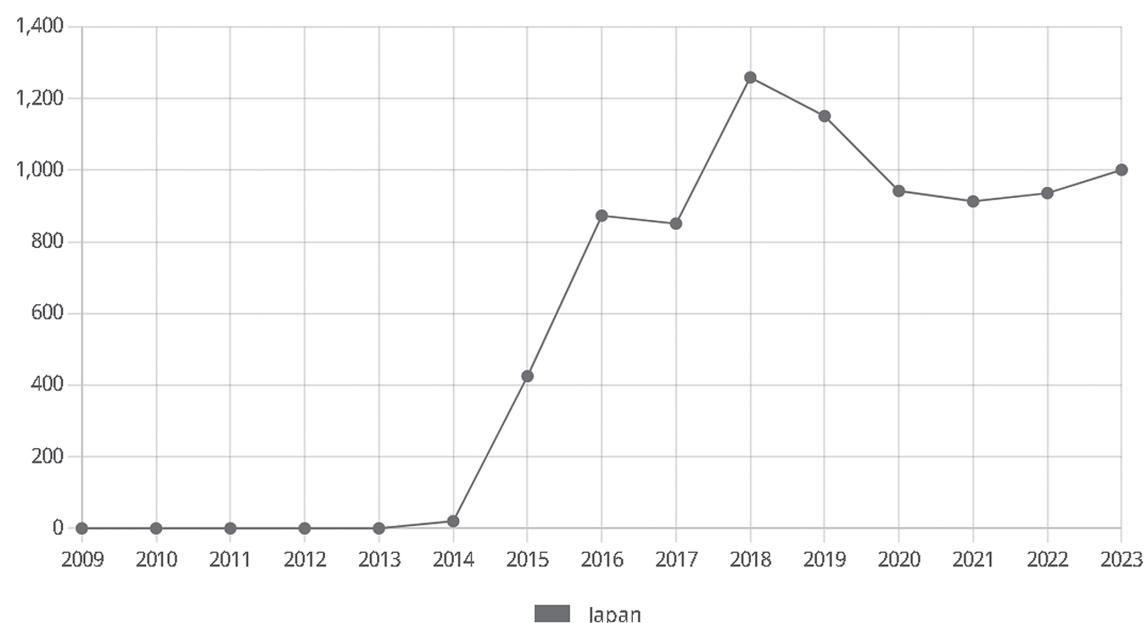


図 4 2009 年-2023 年日本からのハーグ出願に含まれる意匠件数 WIPO Statistic Data Center より、WIPO 日本事務所抽出

Hague Yearly Review 2024 のハーグ出願人ランキングは、図5のように構成が変わった。

4. Top Hague applicants, 2021–2023

Ranking	Applicant's name	Origin	Number of designs contained in published registrations		
			2021	2022	2023
1	Samsung Electronics Co., Ltd.	Republic of Korea	862	451	544
2	Procter & Gamble Co.	US	665	687	525
3	Dr. Ing. H.C. F. Porsche AG	Germany	45	117	352
3	LG Electronics Inc.	Republic of Korea	655	366	352
5	Beijing Xiaomi Mobile Software Co., Ltd.	China	227	251	315
6	Volkswagen AG	Germany	403	233	312
7	Koninklijke Philips Electronics N.V.	Netherlands (Kingdom of the)	678	633	294
8	Jellycat Limited	UK	100	403	255
9	Hermes Sellier (société par actions simplifiée)	France	168	72	251
10	Alfred Kärcher GmbH & Co	Germany	102	47	189
11	I. Paleoohorinos Fotistika A.B.E.E.	Greece	138	414	187
12	Triple A Finance GmbH & Co. KG	Germany	0	0	175
13	Ferrari S.P.A.	Italy	99	329	172
13	Kronoplus Limited	Malta	56	171	172
15	Renault S.A.S.	France	84	48	155
16	PSA Automobiles SA	France	303	188	142
17	Daimler AG	Germany	178	101	122
18	Hyundai Motor Company	Republic of Korea	123	76	119
19	Thun S.P.A.	Italy	284	147	118
20	Hansgrohe SE	Germany	114	75	116
21	Alpro, N.V.	Belgium	0	0	114
22	Mercedes-Benz Group AG	Germany	0	13	109
23	Gree Electric Appliances, Inc. of Zhuhai	China	15	16	107
24	Gillette Company LLC	US	135	122	106
25	BSH Hausgeräte GmbH	Germany	22	52	105
26	X-Technology Swiss GmbH	Switzerland	0	8	104
27	Genya Orman Ürünleri Sanayi VE Ticaret Limited Sirketi	Türkiye	37	0	99
28	GD Midea Heating & Ventilating Equipment Co., Ltd.	China	0	2	97
29	Steinpol Central Services Sp. Z O.O.	Poland	43	173	96
30	Philips Domestic Appliances Holding B.V.	Netherlands (Kingdom of the)	0	12	88

図5 ハーグ出願人ランキング Hague Yearly Review 2024

第1位は、韓国のサムスン電子、第2位は、米国のプロクター＆ギャンブル、第3位は同数でドイツのボルシェと韓国のLG電子であり、中国のシャオミが続く。

欧州の国を中心として利用されていたハーグ制度は、新規加盟したアジア諸国の出願人に徐々にシェアを譲って行く形となった。

次に、各国別に、統計から読む利用状況および特徴を紹介する。

(1) 日本

2015年の日本の加盟直後は、日本の出願人が、出願人ランキングの上位に入るケースが多々見られた。Global Design Database⁽⁹⁾によれば、日本からの出願で常に上位に位置する三菱電機は、欧州（EM）を指定する出願に加え、複数の指定国を指定する方法でもハーグ制度の利用が見られる。

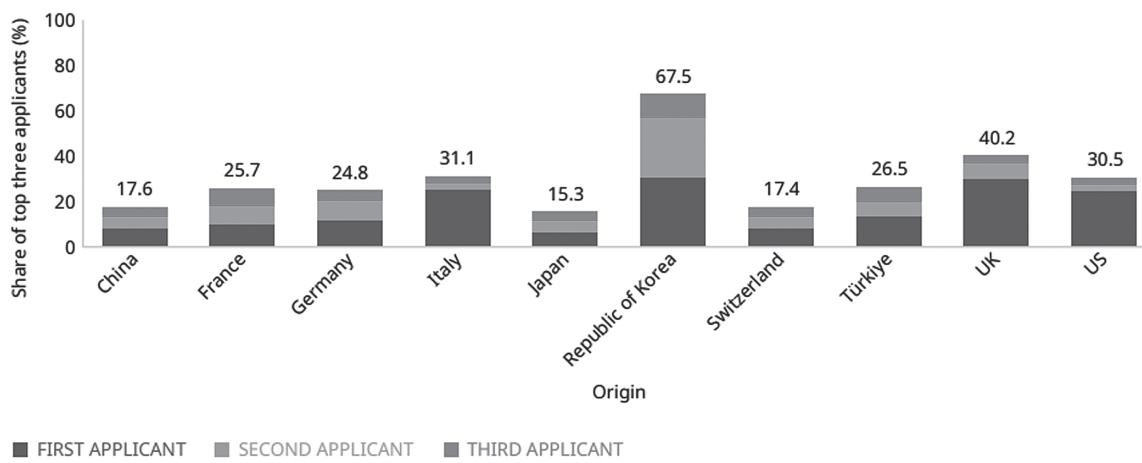
近年は、日本からの出願人1者が突出して多く出願して出願人ランキングに入ることは少ないが、日本からの出願の総数は、国別で歴年トップ5位から10位内に入っている。日本からの出願数、意匠数と国別順位は、下記の通り推移している。

<日本>	出願数（国別順位）	意匠数（国別順位）
2015 年※加盟	125 件 (8 位)	411 件 (9 位)
2016 年	341 件 (6 位)	860 件 (8 位)
2017 年	348 件 (6 位)	831 件 (7 位)
2018 年	396 件 (5 位)	1251 件 (8 位)
2019 年	397 件 (7 位)	1152 件 (8 位)
2020 年	408 件 (5 位)	942 件 (7 位)
2021 年	421 件 (7 位)	907 件 (8 位)
2022 年	436 件 (8 位)	935 件 (10 位)
2023 年	466 件 (8 位)	1001 件 (8 位)

他の加盟国との比較において、日本の出願人のハーグ制度利用の特徴が現れている統計を紹介する。

Among top 10 origins, the Republic of Korea had the largest proportion of designs filed by its top three applicants.

5. Share of the top three applicants for the top 10 origins, 2023



Note: data are derived from designs contained in applications filed in 2023.

Source: WIPO Statistics Database, March 2024.

図6 トップ10出願国、トップ3出願人の出願が占める割合 Hague Yearly Review 2024

図6のグラフは、ハーグ制度のトップ10出願国について、各国のトップ3の出願人の出願が国全体の出願に占める割合を表わしている。韓国は、トップ3者（2023年は、サムスン電子、LG電子、現代自動車と見られる。）の、韓国全体の出願に占める割合が67.5%で、大口ユーザーの出願の集中度が世界でトップである。日本は、トップ3者が占める割合が、15.3%と10ヶ国の中で最も少なく、比較的裾野の広い利用状況となっている。

また、1国際出願に含まれる意匠数についても、加盟国の実体審査の有無、单一性の要求の有無により、一定の傾向がみられる。

まず、1国際出願に含むことができる意匠数は、ハーグ制度の下では最大100意匠である。

図7は、古くからの加盟国である、ドイツ、イタリア、オランダ、スイス（右グラフ）を1つのグループとし、最近の加盟国である、中国、日本、韓国、米国（左グラフ）を、もう1つのグループとし、1国際出願に1意匠のみを含む割合を比較したグラフである。

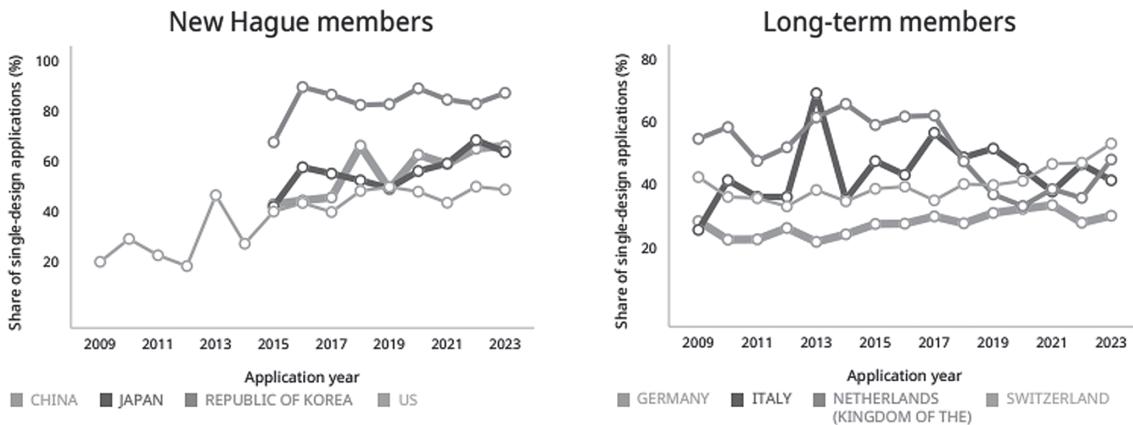
右グラフの、古くからの加盟国グループの中で、1国際出願に1意匠のみを含む割合は、ドイツが20%台と最も少なく、オランダも60%から40%の間である。これに対して、左グラフの最近の加盟国グループで、1国際出願に1意匠のみを含む割合は、韓国が約80%と最も多い。日本は40%から60%の間を推移している。

図8は、2023年出願人の国別、1ハーグ出願に含まれる平均意匠数を表わしている。日本の出願人からの出願は、1国際出願に、平均2.1意匠を含んでいた。これに対し、ドイツは、平均5意匠であった。マルタ、ギリシャは1国際出願に含む意匠数平均が非常に多く計算されているが、比較的少ない出願数において、上限の100意匠を含む出願等、多くの意匠を含む出願があった結果である。

これらの統計から、いくつの意匠を1出願に含めるか、出願人の国により一定の特色があることが見て取れる。

New Hague members such as the Republic of Korea have higher single-design shares compared to long-term members such as Germany.

11. Share of single-design applications for selected origins, 2009–2023

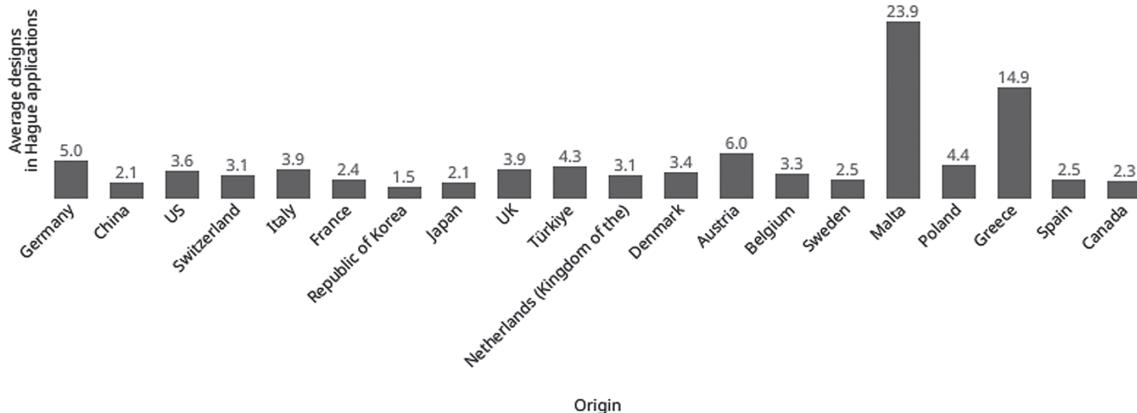


Source: WIPO Statistics Database, March 2024.

図 7 2009 年–2023 年 1 意匠のみを含むハーグ出願の国別割合 Hague Yearly Review 2024

Among top 20 origins, the average number of designs per application ranged from 1.5 for the Republic of Korea to 23.9 for Malta.

9. Average number of designs per international application for the top 20 origins, 2023



Note: Greece (17 applications) and Malta (11) had a relatively low number of applications filed. However, each application contained a substantial number of designs. In fact, one application for Greece even reached the maximum limit of 100 permitted designs, while one application for Malta contained 64 designs. As a result, the average number of designs per application for Greece and Malta is significantly higher compared to the other top 20 origins. The origin of an application is defined as the country or territory of residence stated in an applicant address. Top 20 origins are as reported in figure 8.

Source: WIPO Statistics Database, March 2024.

図 8 2023 年トップ 20 出願国別、1 ハーグ出願に含まれる平均意匠数 Hague Yearly Review 2024

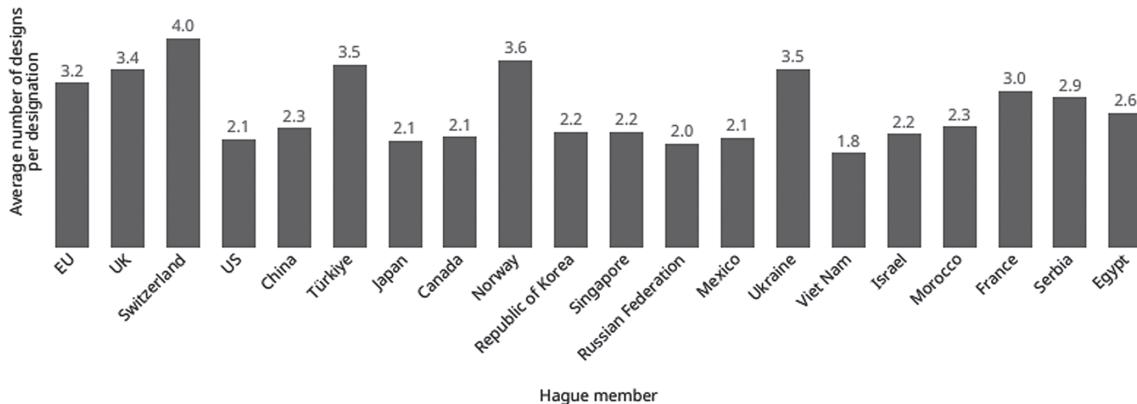
また、1 つの出願に含まれる意匠数を、指定国の観点から分析した統計を参考用に紹介する。

図 9 は、2023 年に、最も指定されたトップ 20 位の国を指定した国際出願について、1 国際出願に含まれる平均意匠数を表わしたグラフである。

EU を指定した国際出願は、平均 3.2 意匠を含み、英国指定は 3.4 意匠、スイス指定は 4.0 意匠であった。日本を指定した国際出願は、平均 2.1 意匠を含み、米国指定も同じく 2.1 意匠、韓国指定は 2.2 意匠だった。

ただし、ハーグ出願は複数の指定国を含むことが可能であるため、单一性の要求をしており、実体審査を行う指定国に合わせて 1 意匠のみを 1 出願に含めるか、あるいは、複数意匠一括出願が可能な指定国に合わせて多くの意匠を含め、单一性については各国に入った段階で対応するかは、出願人の意匠戦略により異なると考えられる。

Norway, Switzerland, Türkiye and Ukraine were the four top designated members with the most designs per designation in international applications.
22. Average number of designs per designation for the top 20 most designated Hague members, 2023



Note: The top 20 most designated Hague members are as reported in figure 21.

Source: WIPO Statistics Database, March 2024.

図 9 2023 年トップ 20 指定国別、1 ハーグ出願に含まれる平均意匠数 Hague Yearly Review 2024

(2) スイス及びドイツ

スイスは、時計に関する意匠で積極的にハーグ制度を利用していたスウォッチやオメガ、加えてネスレ、カルティエ等がけん引し、ドイツは、ダイムラー、フォルクスワーゲン等自動車産業の利用が多くあり、両国は 2003 年以降永らくハーグ制度の主な利用国であった。

2013 年当時、国際登録カウントで、スイスがハーグ制度の最大の利用国となり、国際登録に含まれる意匠数カウントではドイツがトップであった。スイスとドイツの 2 か国を合わせると、2013 年に登録された意匠の半分近くを占めた。

2013 年、時計と腕時計に関する第 10 類は、スイスからの出願で最も指定された分類であった。ドイツからの出願の最大シェアは輸送手段（第 12 類）に関連するものであった。

また、2013 年は、記録および通信機器（第 14 類）の分類が占める国際登録の割合が、前年度比 40% 強増と急成長し、出願される産業分野の変化が見られる。

(3) 韓国

次に、日本より 1 年早く 2014 年 7 月にジュネーブ改正協定に加盟した、韓国のハーグ制度利用状況を分析する。2014 年の加盟以降、韓国からの出願数、意匠数と国別順位は、下記のように推移している。韓国では加盟以降、ハーグ制度の利用が急速に広まった。また、韓国からの出願は、1 出願に含む意匠数が少ない傾向があるため、意匠数ランキングよりも、出願数のランキングで上位を占めている。

<韓国>	出願数（国別順位）	意匠数（国別順位）
2014 年※加盟	63 件 (9 位) ☆	139 件 (15 位) ☆
2015 年	548 件 (3 位)	1,282 件 (4 位)
2016 年	1,290 件 (1 位)	1,882 件 (3 位)
2017 年	1,011 件 (1 位)	1,742 件 (3 位)
2018 年	917 件 (1 位)	1,531 件 (3 位)
2019 年	1,176 件 (1 位)	2,736 件 (2 位)
2020 年	1,145 件 (1 位)	1,669 件 (4 位)
2021 年	849 件 (2 位)	1,418 件 (6 位)
2022 年	817 件 (3 位)	1,346 件 (7 位)
2023 年	825 件 (3 位)	1,240 件 (7 位)

☆のデータは、WIPO Statistic Data Center より取得。その他データは、Hague Yearly Review より抜粋。

一方、出願人ランキング（公表済み国際登録に含まれる意匠数でカウント）を見ると、韓国がハーグ協定に加盟する以前、前出図2の2013年出願人ランキングトップ23位では、韓国の出願人は1者も含まれていない。ところが、加盟した2014年、初めて、韓国のサムスン電子と中国のレノヴォという2つのアジア企業が、出願人ランキングトップ10位内に名を連ねた。その後、現在まで、サムスン電子を始め、LG電子、起亜自動車、現代自動車等、韓国の出願人からの出願の伸びは目覚ましい。とりわけ、サムスン電子は、2017年から2021年まで、世界の出願人ランキング第1位を保持し、2022年に1位を米国のプロクター＆ギャンブルに譲り渡した後、2023年には再びトップに返り咲いている。

Global Design Databaseによれば、サムスン電子は、初期は指定国を欧州（EM）のみ指定し、2021年頃より欧州（EM）及び英国（GB）を組み合わせる方法で、ハーグ制度を利用している。製品によって、1出願に複数の意匠を含めるケースと、1出願に1意匠のみ含めるケースとが見られる。

同じく韓国の出願人で、ハーグ制度の利用数が多いLG電子も、欧州（EM）指定が多く、その他にも米国（US）のみ指定する出願や、欧州（EM）と米国（US）の組み合わせ、欧州（EM）と日本（JP）の組み合わせ、近年は欧州（EM）、英国（GB）、米国（US）、日本（JP）、中国（CN）等複数の指定国を組み合わせた利用も行っている。当初、1出願に含む意匠数は1つが多かったが、複数意匠を含む出願も近年見られる。サムスン電子、LG電子とも、記録および通信機器（第14類）および、他類に分類されない機器（第15類）の分類での利用が多い。

（4）米国

次に、日本と同日、2015年5月13日にジュネーブ改正協定に加盟発効した、米国のハーグ制度利用状況を分析する。

2015年の加盟以降、米国からの出願数、意匠数と国別順位は、下記のように推移している。加盟以降急速に利用が始まったと言うよりはむしろ、加盟以前から、営業所等の出願資格を満たして、米国から出願されるハーグ出願は見られていた。米国のプロクター＆ギャンブルは、米国加盟以前の2010年前後、出願人ランキング1位に入ることが何度かあり、2022年のランキングでも1位であった。米国のジレットも米国加盟以前から、活発にハーグ制度を利用している。

<米国>	出願数（国別順位）	意匠数（国別順位）
2015年※加盟	210件（6位）	1,039件（6位）
2016年	405件（5位）	1,410件（4位）
2017年	393件（5位）	1,661件（4位）
2018年	360件（6位）	1,329件（6位）
2019年	410件（6位）	1,351件（6位）
2020年	526件（4位）	2,211件（2位）
2021年	702件（3位）	2,639件（2位）
2022年	752件（4位）	2,412件（4位）
2023年	746件（4位）	2,674件（3位）

Global Design Databaseによれば、プロクター＆ギャンブルのハーグ利用も、欧州（EM）及び英国（GB）を組み合わせる形態が多く見られるが、欧州連合に含まれない欧州の国スイス（CH）や、トルコ（TR）を指定したり、また、実体審査国である自国米国（US）や、日本（JP）、カナダ（CA）、中国（CN）も指定している。意匠により80から90の意匠を1出願に含めるケースもあり、また、1意匠のみを含む出願にもハーグ制度が利用されている。ジレットは、欧州（EM）及び英国（GB）に、トルコ（TR）、エジプト（EG）、シンガポール（SG）、更にカナダ（CA）、日本（JP）、メキシコ（MX）をも組み入れた指定国数の多い出願が見られる。1出願に含まれる意匠は、1意匠のみの出願も、複数意匠の出願も見られる。

（5）中国

続いて、2022年5月にジュネーブ改正協定に加盟発効した、中国のハーグ制度利用状況を分析する。加盟から2年、中国からの出願数、意匠数と国別順位は、下記のように推移している。

<中国>	出願数（国別順位）	意匠数（国別順位）
2022 年※加盟	1,287 件（1 位）	2,558 件（2 位）
2023 年	1,813 件（1 位）	3,758 件（2 位）

Hague Yearly Review の統計は、1月から 12 月までの出願を集計しているため、中国の 2022 年の統計は、5 月の加盟から 1 年を経過していない。にもかかわらず、出願数カウントでは、他の加盟国を大きく引き離して、加盟した年から出願国ランキングのトップとなっている。出願数カウントを見ると、2022 年、2023 年とも、中国が 1 位、ドイツが 2 位であり、意匠数カウントでは、2022 年、2023 年とも、ドイツが 1 位、中国が 2 位と、互いに順位に入れ替わっている。これは、中国からの 1 出願に含まれる意匠数が比較的少ないため、出願数でカウントすると中国が多く集計され、一方、ドイツからの 1 出願に含まれる意匠数が比較的多いため、意匠数でカウントするとドイツが多く集計されるという特徴が表れたものである。

中国からのハーグ制度利用は、中国がハーグ協定に加盟する以前から、営業所等の出願資格を利用した出願が見られていた。レノヴォは、中国の加盟以前の 2013 年から継続的にハーグ制度を利用しておらず、シャオミも 2015 年からハーグ制度を利用している。また、キックボード製造のナインポットや、家電の Midea グループも、中国加盟以前からハーグ制度を利用している。Global Design Database によれば、シャオミのハーグ制度利用は、欧州 (EM) と米国 (US) を組み合わせる出願や、欧州 (EM) と英国 (GB) を組み合わせる出願、また、近年は無審査国と実体審査国を含む多数国を 1 出願に含める、広範囲な指定を行う出願も見られる。シャオミは、1 出願に含む意匠は 1 意匠のケースが多く見られるが、单一性の要求を宣言する国を含む出願で 1 意匠のみを含むものや、单一性の要求を宣言する国を含む出願でも複数意匠を含めている出願も見られる。レノヴォは、欧州 (EM) のみ指定する出願を主としていたが、近年、欧州 (EM) に米国 (US) を組み合わせる出願や、米国 (US) のみを指定する出願も見られる。レノヴォは、欧州指定で複数意匠を含む出願や、米国指定で 1 意匠のみを含む出願もあるが、必ずしもこのパターンに当てはまらない様々な方法でも、ハーグ制度を利用している。

前出図 6 の、トップ 10 出願国のトップ 3 出願人の出願が占める割合を Hague Yearly Review 2024 から見ると、中国のトップ 3 出願人の出願が中国からの出願全体に占める割合は、17.6% であった。トップ 3 出願人への集中度が緩やかで、日本と同様、数多くの出願人にハーグ制度が利用されている状況が分かる。

日本加盟以降 10 年のみに焦点を当てていても、ハーグ制度の利用状況は、このように変化を続けてきた。かつて主な出願国は欧州の国々であったが、今やアジア諸国を含む構成へシフトし、制度を利用するトップ出願人も変化した。また、個々の出願人のハーグ制度の利用方法も常に同じ所に留まるものではなく、意匠保護に関して出願人をとりまく環境や要請により変化する。

更に、ハーグ制度自体も、ハーグ制度に対する利用者の要望を受けて、徐々に変化している。

次に、将来のハーグ制度について、現在どのような議論が行われているかを紹介する。

4. ハーグ制度現在の議論と今後の展望

ハーグ協定の加盟国を構成するハーグ同盟の維持及び発展について話し合うため、毎年ジュネーブの WIPO 本部で、ハーグ同盟総会が開催される。実質的な議題は、加盟国及び関連団体等オブザーバーにより構成されるハーグワーキンググループにおいて議論される。通常はワーキンググループで議論された提案が同盟総会に提出され、同盟総会で同盟国との承認を得るという手順を経て、より良い制度に向け、数々の共通規則等の改正も実現してきた。

4. 1 2024 年ハーグワーキンググループ

2024 年のハーグワーキンググループでは、幾つかのトピックが議論されたが、主なものを取り上げる。関連資料は、WIPO のハーグ制度ウェブページで公開されている⁽¹⁰⁾。

(1) DAS システムへの参加推奨

ハーグ加盟国の中には、日本のように優先権主張を伴った国際出願において優先権書類の提出を求める官庁が幾

つか存在するが、現地代理人を通じた提出が必要な場合がある。更に、翻訳や手数料等の国内要件の遵守を要求する国もあり、ハーグ制度利用者にとって、コストおよび負担の面で障害となっている。

デジタルアクセスサービス（Digital Access Service = DAS）は、参加官庁間で、優先権書類の電子的交換を可能にする、WIPO が管理するシステムである。日本は、2020 年から意匠について、発行庁および取得庁の両方として DAS システムに参加している。DAS システムに参加している官庁は、2025 年 1 月現在、特許、実用新案、意匠、商標合わせて 44 ヶ国／機関ある。

ただし、DAS システム未参加の官庁との間では、優先権書類を電子的に交換するという DAS システムの利便性を享受できないため、2024 年ハーグワーキンググループでは、未参加の官庁の DAS システム参加への推奨と、WIPO 国際事務局が DAS システムの運用および技術面での実施に関して、官庁を支援することが話し合われた。

（2） 単一分類の撤廃

現在、ハーグ協定の共通規則第 7 規則（3）（v）では、単一の国際出願には最大 100 の意匠を含むことができる事が定められ、共通規則第 7 規則（7）では、同じ国際出願に含まれる意匠の全ての製品は、ロカルノ分類同じ分類に属するものとされている。

近年のデジタル時代におけるニーズの進化の中、たとえば、電子レンジのデザインとそのグラフィカル ユーザーインターフェース（GUI）は、同じ製品のさまざまな側面と同じライフサイクルを共有しているため、同じ国際出願に統合するニーズがある。しかし、現在の単一分類の要件では、これらを单一の国際出願に統合することはできない。

また、2024 年 3 月に欧州議会が新しい法律を承認し、施行されると、欧州連合知的財産庁（EUIPO）とその加盟国の官庁（うち 19 か国はハーグ制度の締約国）に提出される意匠出願の単一分類要件が撤廃される。

欧州連合（EU）は 2010 年以降、ハーグ出願で最も多く指定された締約国であり、ユーザーは、ハーグ制度でも同じ出願オプションが提供されることを期待する可能性が背景にある。

2024 年ハーグワーキンググループでは、ハーグ制度における単一分類要件の撤廃が議論された。会議での代表団のコメントを考慮し、国際出願における单一クラス要件の削除の可能性をさらに分析した文書を作成し、次回の会合で議論することとなった。

（3） 新公用語の提案

すでに 2018 年から継続審議されているトピックではあるが、2024 年のワーキンググループにおいても、ハーグ制度における多言語主義を促進するという精神に基づき、新しいハーグ制度言語を導入する提案、および導入した場合のサポートや懸念にも留意し、新しいハーグ制度言語の導入の可能性に関し議論された。新言語導入に関する財務分析、及び翻訳コスト削減のための技術的な解決策等について、継続して議論することとなった。

このように、ハーグ制度の更なる発展のため、常に制度の向上に向けての取り組みが継続して行われている。

5. おわりに

ハーグ制度が開始してから 100 年は、より良い制度を目指し、その姿は常に変化してきた。日本の加盟以前にも、加盟国の出願人、創作者により、ハーグ制度の利便性が活用されており、また、日本の加盟以降も、更に新たな加盟国が加わり、新たな利用者や利用方法により制度が活用されている。統計の切り口から、地域的および時間的な、制度の利用に関する状況を概観することにより、日本の出願人、創作者の更なる便宜に役立つ機会が、見逃されることなく活用される一助となれば幸いである。

なお、本稿に示された見解はすべて筆者個人のものであり、いかなる点においても WIPO の見解を示すものではない。

(参考文献)

- (1) 瓜本忠夫、大熊雄治、ヴァンワウ雅美著「ハーグ国際意匠制度」発明推進協会発行
- (2) 橋本良郎著「特許関係条約」有斐閣発行
- (3) 日本特許庁ウェブページ パリ条約日本語訳 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/paris/patent/chap1.html>
- (4) WIPO-Administered Treaties <https://www.wipo.int/treaties/en/registration/hague/>
- (5) THE HAGUE SYSTEM INDUSTRIAL DESIGN REGISTRATION / A TREATY READY FOR RATIFICATION Background, Procedure and Selected Statistics (1998 and 1999) William.T.Fryer III <https://slideplayer.com/slide/6895396/>
- (6) Hague100周年記念イベント
2025年11月6日オランダ デン・ハーグにて。早期参加登録：Hague100@wipo.int
- (7) 外務省ウェブページ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の説明書
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000032127.pdf>
- (8) Hague Yearly Reviews <https://www.wipo.int/publications/en/search.jsp>
- (9) Global Design Database <https://designdb.wipo.int/designdb/en/index.jsp>
- (10) Working Groups of the Hague Union https://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=144

(原稿受領 2025.1.8)